

任意予防接種費用の一部助成について (ロタウイルス・おたふくかぜ・インフルエンザ・風しん)

町では予防接種法に基づかない任意の予防接種について、接種費用の一部助成を行っています。助成の対象となる予防接種は下表のとおりです。

▶平成30年度の任意予防接種費用助成の内容＝

種類	対象者	助成額 (上限)	助成 回数	備考	
ロタウイルス予防 接種	□タリックス	接種時、生後6週以上24週未満の方	1回あたり 7,500円	2回	・ワクチンは 2種類から 選択
	□タテック	接種時、生後6週以上32週未満の方	1回あたり 5,000円	3回	
おたふくかぜ 予防接種	以下の要件を全て満たす方。 ①接種時に1歳以上2歳未満の方 ②いままでにおたふくかぜにかかったことがない方 ③おたふくかぜの予防接種を受けたことがない方	3,000円	1回		
インフルエンザ 予防接種	接種年度に15歳及び18歳に達する方 (接種期間は平成30年10月1日～平成31年2月28日 日まで)	2,000円	対象期間 に1回		
風しん 予防接種	風しん	以下の要件を全て満たす方。 【女性】 ①19歳以上、49歳以下の方。 ②妊娠を希望している方(妊娠中の方は対象外) ③抗体検査により、風しんの抗体が少ないと言わ れた方。(※1)	3,000円	1回	・ワクチンは 2種類から 選択 ・女性と男性 では対象者 となる要件 が異なります。
	麻しん・ 風しん混 合(MR)	【男性】 ①結婚している19歳以上の方 ②妻が妊娠している、又は妻が19歳以上49歳以 下であり今後妊娠を希望している ③抗体検査により、風しんの抗体が少ないと言わ れた方(※1)	5,000円	1回	
助成が受けられる 医療機関	上三川町内、小山市、下野市、野木町の医療機関(一部を除く)				
手続きなど	助成が受けられる医療機関で接種した場合は、手続きは不要です。(※2)				
接種費用	接種費用のうち、助成額を除いた額を、医療機関の窓口でお支払いください。				

※1 風しんの抗体値が不明な方へ

栃木県内の一部医療機関、県南健康福祉センターなどで、風しん抗体検査を無料で受けられます。詳しくは、栃木県のホームページでご確認ください。

※2 助成が受けられない医療機関で接種をした方へ

里帰り等の理由により、助成が受けられる医療機関以外で上表の予防接種を受けた場合は、接種費用の全額を医療機関に支払った後、町に助成申請することにより助成を受けることができます。

▶その他＝

- ・事前予約が必要な場合もございますので、接種前には医療機関にご確認ください。
- ・予診票は個人通知を実施していないため、医療機関窓口においてあるものをご使用ください。

▶問い合わせ先＝健康課 母子健康係 ☎569132

消費生活センターにご相談ください

消費豆知識 58

加熱式たばこの誤飲に注意

置き場所や捨て場所に気をつけて！



事例1

9か月の乳児が加熱式たばこの吸い殻を割って口に入れていたところを父が発見した。すぐに口からかき出した。

事例2

母親が家事をしていた際に、1歳の幼児が父親の部屋のごみ箱にあった加熱式たばこをなめていた。すぐに救急車を呼んだ。

・加熱式たばこは、たばこ葉の入ったスティックやカプセルを専用の加熱装置にセットして使用するものです。たばこ葉が入った部分も子どもが食べたという事故が報告されており、多くは1歳5か月以下の乳幼児です。

・加熱式たばこの使用前の1本分の葉には、食べると中毒症状が現れる恐れのある量のニコチンが含まれています。たばこ葉が入ったスティック等を決して子どもの手の届く場所に置いてはいけません。従来のたばこと異なり火の始末の必要がないため、使用後のスティック等を直接ごみ箱へ捨ててしまいがちですが、子どもの手の届くところに廃棄するのは絶対にやめましょう。

・たばこ葉の入ったスティック等を誤飲した際は、口の中にたばこ葉が残っている場合はかき出しましょう。水や牛乳等を飲ませるとニコチンが水分に溶け出し、体内に吸収されやすくなるため、何も飲ませずに直ちに医療機関を受診しましょう。

▼相談日時 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)

午前9時～正午、午後1時～4時

▼相談場所 上三川町消費生活センター(役場3階)

▼相談専用電話番号 ☎(56)9153

「ごみ資源物の出し方」スプレー缶は中身を使い切り、穴をあけて袋に入れて出してください。

平成30年4月からの後期高齢者医療保険制度の保険料率等

保険料率は、高齢化や医療技術の進歩等の影響による1人当たりの医療費の増加等に対応するため、2年に一度見直されることとなっています。

平成30・31年度の保険料率等については、次のとおりとなります。

	平成28・29年度	→	平成30・31年度
均等割額	43,200円	→ (変更なし)	43,200円
所得割率	8.54%	→ (変更なし)	8.54%
賦課限度額	570,000円	→	620,000円

平成30年度の軽減措置

【所得の低い方への軽減措置】

- 総所得金額等から基礎控除額(33万円)を差し引いた額が58万円以下の方は、所得割額が2割軽減されていましたが、その軽減がなくなります。
- 均等割額の9割、8.5割軽減の特例措置は、平成30年度においても継続されます。
- 均等割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準が引上げられ、均等割額5割軽減については、被保険者数に乗ずる金額が27万円から27.5万円に、2割軽減については、被保険者数に乗ずる金額が49万円から50万円に変わります。

【被用者保険の被扶養者であった方への軽減措置】

- 均等割額が7割軽減から5割軽減に見直されます。なお、【所得の低い方への軽減措置】の9割、8.5割軽減に該当する方は、そちらが受けられます。所得割額は今までどおり、賦課されません。

▶問い合わせ先＝

栃木県後期高齢者医療広域連合 ☎028(627)6805(代表)

税務課 住民税係 ☎(56)9122